

新入学準備金の入学前支給のご案内

市では平成30年度に小学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に新入学準備金の支給をご入学前の3月に行います。詳しくは以下のとおりとなります。

支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 平成30年2月1日現在で八王子市内に居住している方
- 期限内に教育委員会から送付される申請書を提出された方
- 「平成29年度就学援助制度」の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する方

申請方法・申請時期

就学時健康診断のご案内と併せて「平成30年度新入学準備金受給申請書」を送付いたしますので、提出期限（平成30年1月上旬予定）までに必要事項をご記入の上、教育支援課までご提出ください。（ご入学予定の小学校ではご提出いただけませんのでご注意ください。）

支給額・支給日等

支給額：40,600円（定額）

支給日：平成30年3月1日（木）（予定）

※平成29年7月時点での予定であり、変更となる場合があります。

支給方法：保護者様の口座にお振込みをさせていただきます。

注意事項

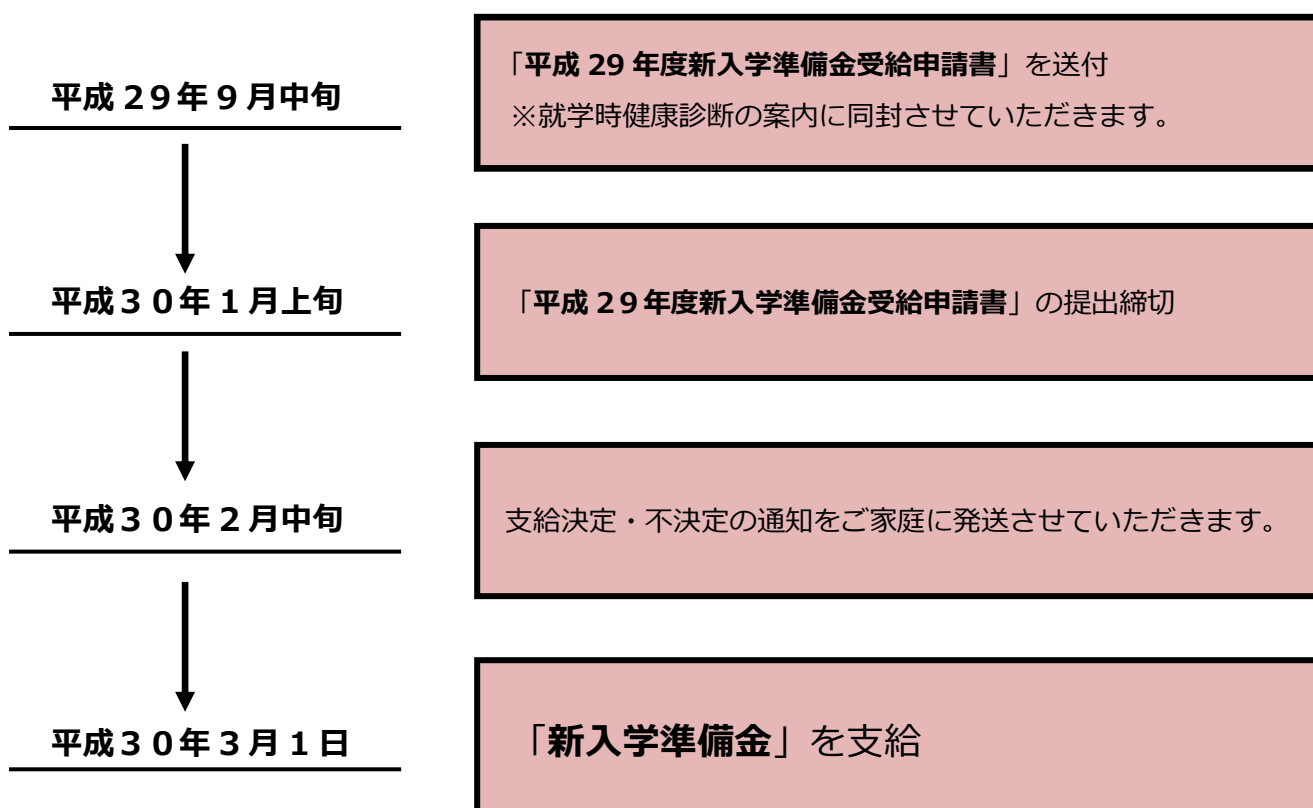
- 今回の新入学準備金の支給を受けた場合でも、「平成30年度就学援助制度」をご希望する場合にはご入学後に別途申請していただく必要があります。
- 今回の新入学準備金の支給を受けた方につきましては、「平成30年度就学援助制度」の「新入学学用品費等」は対象となりません。
- 平成30年2月1日以降にご転出をされましても、新入学準備金の返金は求めませんが、ご転出先自治体には本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。

お問い合わせ先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市教育委員会 教育支援課 学事担当 TEL：042-620-7339

新入学準備金支給までの流れ



- 上記スケジュールは現時点での予定となります。
- 「新入学準備金」の審査で用いる基準は「平成29年度就学援助制度」の基準となります。また、「平成30年度就学援助制度」では、審査結果が変わる場合があります。
- 今回、提出漏れや、審査の結果で不決定となりましても、「平成30年度就学援助制度」で「準要保護」の決定を受けた場合には、「新入学学用品費」として、同様の費用を支給いたします。

参考 | 所得基準額例

家族構成	持家の場合	賃貸住宅の場合	
		家賃額3万	家賃額7万
親35歳 33歳 子6歳	2,437,180円	2,797,180円	3,274,780円
親35歳 33歳 子8歳 6歳	2,964,590円	3,324,590円	3,802,190円
親35歳 33歳 子8歳 6歳 1歳	3,215,340円	3,575,340円	4,052,940円